

千葉県立保健医療大学の産学官連携活動等にもなう利益相反ポリシー

1 基本的な考え方と目的

千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）は、研究・教育・社会貢献を使命としている。これからの「知の時代」において、本学の果たす役割はますます重要になり、より一層の社会貢献が期待される。

本学は、産学官連携等を強化することにより、社会貢献活動を推進する。その一方で、産学官のそれぞれが有する目的・役割の違いから、社会貢献活動と従来からの大学の使命である教育・研究との利益相反の問題を生じる可能性がある。

本学における教育・研究・社会貢献上の責務が適正に遂行されることを自ら審査・実証するための透明性の高いルールとシステムを構築することにより、利益相反が深刻な事態に陥ることを未然に防止し、社会への説明責任を果たすことに努める。

本ポリシーの目的は、本学の教職員の行動を制約するのではなく、本学に対する社会からの信頼を高め、産学官連携を適正かつ円滑に推進できる環境を整備することにある。

2 利益相反の定義

本ポリシーでは、広義の利益相反を利益相反管理の対象とする。

(1) 広義の利益相反

狭義の利益相反と責務相反の双方を含む概念

(2) 狭義の利益相反

教職員等又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育・研究という大学における責務が衝突・相反している状況

(3) 責務相反

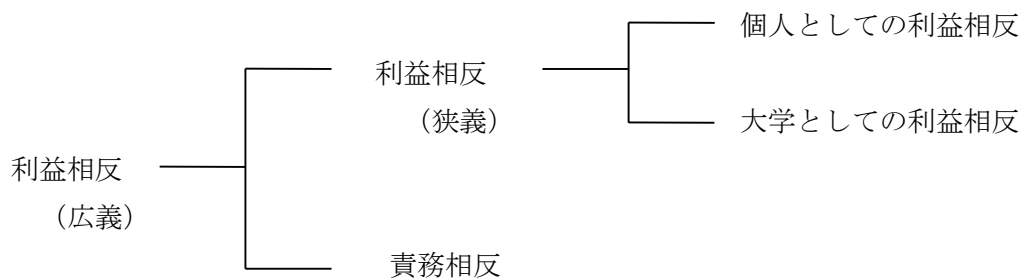
教職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態

(4) 個人としての利益相反

狭義の利益相反のうち、教職員等個人が得る利益と教職員等個人の大学における責任との相反

(5) 大学（組織）としての利益相反

狭義の利益相反のうち、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反



3 利益相反における適正な管理体制の構築

本ポリシーの目的を達成するため、利益相反管理規程を制定し、研究倫理審査委員会のもとに、利益相反管理組織としての利益相反管理部会（以下「利益相反部会」という。）を設置する。

4 利益相反の対象となる職員

本ポリシーにおいて対象としている教職員等は、次の者をいう。

- (1) 常勤の教職員
- (2) その他利益相反部会が対象と判断した者

5 自己申告すべき情報

教職員等は、別紙の申告要件に該当する場合、利益相反部会が定める申告書（利益相反管理規程様式第1号または様式第2号）により、利益相反状況の判断に必要となる情報を報告しなければならない。

6 利益相反に関する審査及び審査結果に対する不服申立て

- (1) 利益相反部会は教職員等からの開示情報に基づき、利益相反状況を審査し、問題の有無を決定する。
- (2) 問題の発生が懸念される場合、当該教職員等への事情聴取を行い、改善を要する場合、その旨を勧告する。
- (3) プライバシーに関する情報開示は行わない。
- (4) 個々で審査に不服のある場合は、利益相反部会に審議を求めることができる。委員会は再度審議し、学長が決定し、最終的な判断をする。

附 則

本ポリシーは、平成23年3月16日から施行する。

附 則

本ポリシーは、令和2年10月1日から施行する。

	I	II
申告要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自らに関わる特許権及び成果有体物等の譲渡や実施許諾等 2. 学生等を社会貢献活動に従事させる場合 3. 寄附金の受入れ（一つの企業等からの単年度の受入額が100万円以上の場合に限る。） 4. 研究助成金の受入れ（単年度の受入額が 100 万円以上の研究に限る。） 5. 研究員等の受入れ 6. 企業等の役員等（顧問、相談役等を含む。）への従事 7. 上記1 から6 に類似した活動（例：受託事業、コンソーシアムへの参加等） 8. その他教員が申告が必要と判断した場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省告示）に基づく研究を実施する場合 2. 厚生労働科学研究の事業に申請する場合 3. 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の事業に申請する場合 4. その他教員が申告が必要と判断した場合又は他機関等から審査を求められた場合
提出申告書	利益相反自己申告書	利益相反自己申告書（人を対象とする医学系研究等）
申告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 兼業状況 2. 報酬・株式保有等の経済的利益 3. 教職員自身に帰属する発明の技術移転とその実施料収入 4. 共同研究及び受託研究の受け入れ状況 5. 寄付及び設備物品の供与 6. 利害関係にある者に対する施設・設備の利用提供 7. 利害関係にある者からの物品購入 8. その他（利益相反の対象となるおそれがある事項） 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当該企業・団体等における活動 2. 当該企業・団体等からの資金提供 3. 当該企業・団体等の株式保有 4. 当該企業・団体等からの無償の役務提供 5. 当該企業・団体等からの無償の物品・試料・薬剤提供 6. 当該企業・団体等との産学官連携活動 7. その他（利益相反の対象となるおそれがある事項）

※企業・団体等：当該研究の成果に対し利害関係が想定される企業団体等をいう。